

2009年9月10日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

他部等の所管に属しない事項の調整に係る個人情報を  
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴  
う本人通知の省略について（答申）

2009年8月27日付けで諮問（第401号）された他部等の所管に属しない  
事項の調整に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴  
う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次  
のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

2009年8月7日付けで、神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟  
法第197条第2項の規定（「捜査については、公務所又は公私の団体に照会  
して必要な事項の報告を求めることができる。」）に基づき、捜査のため、行  
政総務課定額給付金等担当で保有する、定額給付金申請・受給者情報の照会が  
あった。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供することが義務

付けられている場合に該当せず、提供にあたっては、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に対し定額給付金申請・受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 定額給付金申請・受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

定額給付金申請・受給者に係る以下の情報

①定額給付金交付事実の有無

交付事実のある場合

②交付日

③交付の方法（銀行振り込みの場合は振り込み先金融機関）

④交付額

⑤交付前の通知事実（宛先住所、通知方法等）

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外の提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外の提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁、公共団体及びその他のものに対する照会による報告の請求権を認められたものであるが、各都道府県知事及び市町村長は、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、本件照会は、捜査の適正かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的必要性について、神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の窃盗事件の捜査線上に、本件定額給付金申請・受給者の氏名があがっており、現在、所在不明となっている。」とのことであり、また、本件の目的外に提供する個人情報は、定額給付金の給付に関する事務に係る個人情報であり、定額給付金が金銭の給付を伴うものであるため、「申請・受給者の立ち回り先や口座情報の確認等を行うなど、捜査上極めて重要な

情報である。」とのことである。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、予めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかしながら、本件の目的外の提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知を行った場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことについて、捜査機関に確認をしたものである。

したがって、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書（藤刑一発5942号）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の窃盗事件の捜査線上に、本件定額給付金申請・受給者の氏名があがっており、現在、所在不明となっている。」とのことである。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、定額給付金の給付に関する事務に係る個人情報であり、定額給付金が金銭の給付を伴うものであるため、申請・受給者の立ち回り先や口座情報の確認等を行うなど、捜査上極めて重要な情報で、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略す

る合理的理由があると認められる。

以 上